

9月1日以降に新規申請される方が対象

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

申請要領

(申請のガイダンス)

中小法人等向け

2020年9月1日

「9/1～申請受付分」持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正「9/1～申請受付分」持続化給付金事務事業)

はじめに

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

法人は**200万円**まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

給付対象

資本金10億円以上の企業を除く、**中小法人等**を対象とし**医療法人、農業法人、NPO法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

※2020年1月から3月に法人を設立した者は、P.42以降をご確認下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

概略①(申請の流れ)

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力[仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

●基本情報
法人の基本事項と、
ご連絡先

●売上額
入力すると、申請金額を
自動計算！

●口座情報
【通帳の写し】を
アップロード！

を入力

5

必要書類を添付 ●2019年の確定申告書類の控え
●売上減少となった月の売上台帳等の写し
※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮って下さい！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常 2 週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略②(申請のうち本登録の流れ)

宣誓・同意事項のチェック

- ☒ 給付対象要件を満たしていること(満たしていない場合は電子申請で先に進めません)
 - (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
 - (2) 2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- ☒ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☒ 不給付要件(給付対象外となる者)に該当しないこと
 - (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ☒ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☒ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- ☒ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☒ 持続化給付金給付規程(中小法人等向け)に従うこと

基本情報の入力

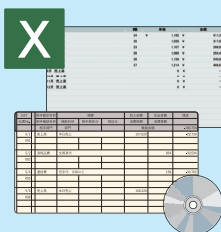
事業者の基本情報と連絡先について入力 ※法人番号を入れるとカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.22へ

申請フォームの入力

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入(2019年度か2018年度の金額)
- 決算月(1月～12月)
- 対象月の月間事業収入(2020年の売上減少月の金額)
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入
→【申請金額】(=給付額)は自動計算されます

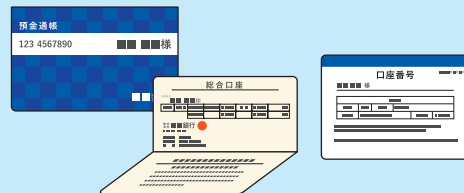


添付資料

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度(原則2019年度)の確定申告書別表一の控え(1枚)、及び法人事業概況説明書の控え(2枚(両面)) **計3枚**
※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。
- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること)
※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名
- 支店名
- 種別(普通・当座)
- 口座名義人
- 金融機関コード
- 支店コード
- 口座番号



添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

1. 申請の要件を確認する(給付対象者・不給付要件)

給付対象者・不給付要件

●給付対象者

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額(※1)が**10億円未満**であること。
- ② **資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員(※2)の数が**2,000人以下**であること。

(2) **2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**

※事業収入は、確定申告書(法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。)別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月**(以下「対象月」という。)があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。)

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

注：一部の特例を活用する際には給付対象者の特例があります。(P.43)

●不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する(申請期間・方法)

申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は **令和2年5月1日** から **令和3年1月15日まで** となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>) からの電子申請。

(電子申請の詳細はP.12～を参照して下さい。)

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請して下さい。

■入力必須事項

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ①法人番号 | ②法人名 |
| ③本店所在地 | ④業種 |
| ⑤設立年月日 | |
| ⑥資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数 | |
| ⑦代表者・担当者情報 | |
| ⑧代表者・担当者連絡先 | |
| ⑨対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入 | |
| ⑩決算月 | ⑪対象月及び対象月の月間事業収入 |
| ⑫確定申告書類の収受印日付 | |
| ⑬法人名義の振込先口座(法人の代表者名義も可。)に関する情報 | |

■申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

(ア) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え

※少なくとも、**確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。**

※「受信通知(メール詳細)」及び「申告データ(確定申告書第一表等)」の確認方法について(令和2年5月12日)

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm)

(イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの

※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。

(ウ) 法人名義の振込先口座の通帳の写し

(エ) その他事務局が必要と認める書類

1. 申請の要件を確認する(宣誓・同意事項)

宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。
(申請画面にて、宣誓・同意頂きます。)

●宣誓・同意事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 不給付要件に該当しないこと
- (3) 入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- (4) 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (5) 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- (7) 持続化給付金給付規程(中小法人等向け)に従うこと

1. 申請の要件を確認する(給付額の算定方法)

給付額の算定方法

給付金の給付額は、200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

例)

- 3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2018年4月から2019年3月となります。
- 12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2019年1月から2019年12月となります。

■ 給付額の算定式

S: 給付額(上限200万円)

A: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は200万円となります。

1. 申請の要件を確認する(算定例(3月決算))

給付額の算定例(3月決算)

給付金額の算定例1)

2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20											

直前の事業年度(2019年度)の年間事業収入:500万円

直前の事業年度(2019年度)の4月の月間事業収入:50万円

2020年4月の月間事業収入:20万円

直前の事業年度(2019年度)の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$260\text{万円} = 500\text{万円} - 20\text{万円} \times 12$

260万円 > 200万円(上限額)

給付額200万円

1. 申請の要件を確認する(算定例(12月決算))

給付額の算定例(12月決算)

給付金額の算定例2)

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

直前の事業年度(2019年度)の年間事業収入:300万円

直前の事業年度(2019年度)の4月の月間事業収入:30万円

2020年4月の月間事業収入:13万円

直前の事業年度(2019年度)の4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$

$144\text{万円} < 200\text{万円}$ (上限額)

給付額144万円

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

2. 申請する(基本情報・口座情報を入力)

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	法人番号	13桁の法人番号を入力してください
②	法人名	会社名を入力してください
③	住所	郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
④	書類送付先※③と同じ場合は記載不要	郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
⑤	業種(日本産業分類)	大分類、中分類で該当する業種を入力してください(申請画面で選択式)
⑥	設立年月日	法人の場合:設立年月日 西暦で入力してください
⑦	資本金	資本金の額または出資の総額を入力してください
⑧	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください
⑨	代表者役職	代表者の役職を入力してください
⑩	代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください
⑪	代表電話番号	電話番号を入力してください
⑫	担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください 代表者と同じ場合「同上」と入力してください
⑬	担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」と入力してください
⑭	担当者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑮	前の事業年度の事業収入	前の事業年度分の事業収入の合計を入力してください
⑯	決算月	決算月を入力してください
⑰	対象月	対象月を入力してください
⑱	対象月の月間事業収入	前の事業年度の同月の売り上げと比較して50%以上減少している月の金額を入力してください
⑲	確定申告書類の収受印日付	確定申告書別表一の控えに押印されている収受印の日付を入力してください

口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	金融機関名	銀行名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード(3桁の数字)
⑤	種別	普通預金/当座預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	法人の場合:法人名と一致するもの

※口座名義人は申請される法人名と一致している必要がありますが、法人の代表者名義でも可とします。

2. 申請する(証拠書類等の添付)

証拠書類等の種類

■申請するにあたり下記の3種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	・確定申告書別表一の控え(1枚) ・法人事業概況説明書の控え(2枚(両面)) ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。	P.15・16
②	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	・対象月の売上台帳等	P.17
③	通帳の写し	・銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・口座番号・口座名義人が確認できるもの	P.18

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

【原則】

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-TAXにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要です。(P.16)

【例外】

収受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)を提出することで代替することができます。(P.24)

2. 申請する(証拠書類等の添付①-1 確定申告書)

①-1確定申告書類(計3枚)

- 確定申告書別表一の控え(1枚)
- 法人事業概況説明書の控え(2枚(両面))

→ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出して下さい。

※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
※収受日付印の押印がない場合、P.24を参照して下さい。

■確定申告書別表一(1枚)

確定申告書別表一(1枚)の控え。表の上部には「令和 年 月 日 税務署長宛」とあり、申告書の控えであることを示す「控え」という文字が複数箇所に表示されている。表の下部には「平成 令和 年 月 日 事業年度の法人税 申告書」とあり、申告書の控えであることを示す「控え」という文字が複数箇所に表示されている。

■法人事業概況説明書(2枚(両面))

法人事業概況説明書(2枚(両面))の控え。表の上部には「法人事業概況説明書」とあり、F B 1 0 0 6 と記載されている。表の下部には「平成 令和 年 月 日 事業年度の法人税 申告書」とあり、申告書の控えであることを示す「控え」という文字が複数箇所に表示されている。

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.16を参照して下さい。
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-2 e-Tax)

①-2確定申告書類 e-Tax(4枚)

■受信通知(メール詳細)(1枚)

国債電子申告・納税システム (e-Tax)

ログイン

受付システム

メール詳細

閉じる

送られたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告書内容

提出先	仙台北税務署
利用番(届出番号)	2560041600910057
氏名又は名称	国債理事株式会社
代表者等氏名	園枝太郎
受付番号	20191118163318S01113
受付日時	2019/11/18 16:33:18
種別	法人税及び地方法人税申告書
事業年度 目	平成30年04月01日
事業年度 至	平成31年10月31日
税目	法人税
申告の種別	確定
所得金額又は欠損金額	1,000,000円
支払確定法人税額	1,000,000円
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	—
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	—
税目	地方法人税
申告の種別	確定
課税標準法人税額	1,000,000円
支払確定地方法人税額	5,000,000円
備考	HJ8H27S1:クレジットカード、A T Mやインターネット(banking等)による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて確認される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要とします。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付して下さい。

※受信通知(メール詳細)がない場合、P.24を参照して下さい。



■確定申告書別表一(1枚)

[illegible]

■法人事業概況説明書(2枚(両面))

[illegible]

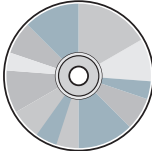
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付②売上台帳等)

②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額(合計)がわかる売上台帳等を提出して下さい。
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額を確認できる資料を提出して下さい。(2020年●月と明確に記載されている等)

経理ソフトから
抽出した売上データ



日付	相手勘定科目	摘要	収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手部門	部門	消費税額	消費税額	
			繰越金額		-186,750
5/1 001	売上高	本日売上	157,020		-29,730
5/2 002	消耗品費	文房具代		864	-30,594
5/4 005	通信費	切手代 @84×2		168	-30,762
5/6 008	売上高	本日売上	168,320		137,558

エクセルで作成した
売上データ



摘要	数量	単価	金額
3月 売上高	354	1,162 ¥	411,348
4月 売上高	309	1,028 ¥	317,652
5月 売上高	243	1,107 ¥	269,001
6月 売上高	228	1,069 ¥	254,422
7月 売上高	218	1,158 ¥	240,864
8月 売上高	367	1,214 ¥	469,818
9月 売上高	0	0 ¥	-
10月 売上高	0	0 ¥	-
11月 売上高	0	0 ¥	-
12月 売上高	0	0 ¥	-

手書きの売上台帳の
コピーなど



売上伝票

○

様

年 月 日 ()

品 名

数量

単価

金額

消費税

合計

○

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付③通帳の写し)

③通帳の写し

法人名義の口座の通帳の写し。(法人の代表者名義も可)

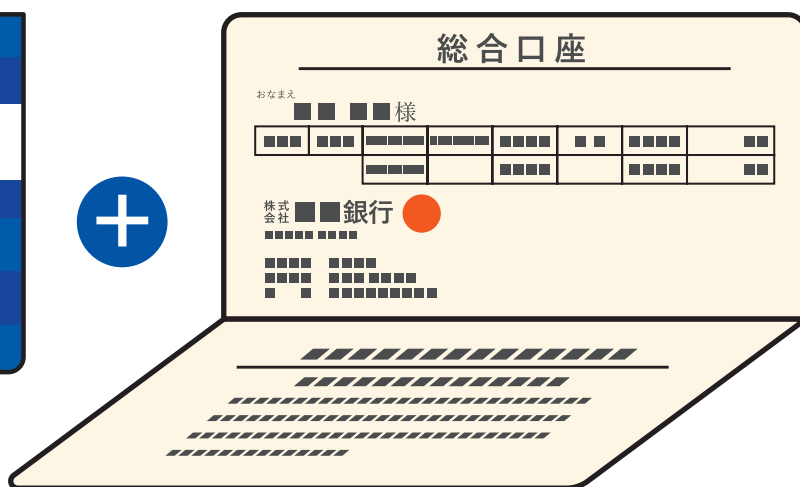
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子手帳 画面コピー



!!ご注意ください!!

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません!

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認)

登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認(チェック)
- 下記の入力情報が正しいかの確認
 - ①基本情報
 - ②売上額(申請金額は自動計算)
 - ③口座情報

証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
 - ①確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
 - ②2020年の対象月の売上台帳等
 - ③通帳の写し

2. 申請する(申請後の流れ・不正受給時の対応)

申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知(不給付の場合には不給付通知)を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

注：申請の特例に設定された条件を満たさなかった場合も、
給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合 対象月の属する事業年度の2事業年度前の事業年度の確定申告書類等	P.24
A-2	申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合	P.25

B: 給付額等に関する特例

B-1	2019年新規創業特例 2019年1月から12月までの間に設立した法人に対する特例 履歴事項全部証明書	P.26
B-2	季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例	P.28
B-3	合併特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 履歴事項全部証明書	P.30
B-4	連結納税特例 連結納税を行っている法人に対する特例 連結法人税の個別帰属額等の届出書 該当の法人の売上台帳(2020年分)	P.32
B-5	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例 罹災証明書等	P.33
B-6	法人成り特例 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業届出書 履歴事項全部証明書	P.34
B-7	NPO法人や公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可されていることがわかる書類等	P.38

C: 2020年創業に関する特例

C-1	2020年新規創業特例 2020年1月1日から3月31日までの間に設立した法人に対する特例 持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け) 履歴事項全部証明書	P.42
-----	--	------

□は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

証拠書類等及び 給付額の算定に関する 特例 A, B

A-1 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類の控えが提出できない場合又は直前の事業年度の確定申告書別表一の控えに収受日付印が押印されていない場合、下記の書類を代替の証拠書類等として提出することができます。

- 2事業年度前の確定申告書類の控え又は
- 税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。(様式自由)

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 対象月の属する事業年度の2つ前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

証拠書類等

- ①2事業年度前の確定申告書類の控え又は税理士の署名押印済の前事業年度の事業収入証明書類
※2事業年度前の確定申告書類の控えを提出した場合は、給付金の算定も2事業年度前と比較して行います。
- ②対象月の月間事業収入がわかるもの
- ③通帳の写し

算定例

2019年の確定申告が未了のため、2018年の確定申告書類の控えを提出する場合(決算月3月)

2018年度(年間事業収入:580万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	20	50	60	60	40	40

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	40	50	60	40	30	40

2020年度

2018年との同月比で月間事業収入50%以下

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	40	30							

580万円^(※) - 30万円 × 12 = 220万円 > 200万円(上限額) **給付額 200万円**

※2018年度の年間事業収入

A-2 申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合

社名変更等により、現在の法人名と証拠書類等の法人名が異なる場合も、**法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし**、通常の申請と同様に下記の証拠書類等を提出の上、申請して下さい。

証拠書類等

- ①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え
- ②対象月の売上台帳等
- ③通帳の写し

※ただし、合併により社名変更・法人名が変更されている場合は、別途必要な添付書類がございます。
詳細は、P.30の『B-3【合併特例】』を確認して下さい。

B-1 2019年新規創業特例(2019年に設立した法人)

2019年1月から12月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて50%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※2019年1月から12月の間に法人を設立した場合であって、2019年の事業収入が存在しない(0円)場合には、「C-1 2020年新規創業特例」(P.48)を選択することができます。

■ 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 2019年の年間事業収入

M: 2019年の設立後月数(設立した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす)

B: 対象月の月間事業収入

証拠書類等

①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え

(事業年度が複数にまたがる場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものを提出すること)

②対象月の売上台帳等

③通帳の写し

④履歴事項全部証明書

(設立日が2019年1月1日から12月31日のものに限る)

算定例

2019年10月に開業 5月を対象月とした場合

2019年の事業収入合計・180万円

月平均の事業収入・60万円

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円							50	50	80	40	40	35

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	40	20							

対象月の月間事業収入20万円

2019年の月平均の事業収入に比べて50%以上減少

2019年の年間事業収入 = 180万円

2019年の開業月数 = 3か月

2020年の対象月の事業収入 = 20万円

$180 \div 3 \times 12 - 20 \times 12 = 480 > 200$ 万円(上限額)

給付額200万円

B-1 2019年新規創業特例(2019年に設立した法人)

■履歴事項全部証明書

B-1の特例を適用する場合は、履歴事項全部証明書を提出して下さい。
ただし、**設立日が2019年1月1日から12月31日のもの**に限ります。

→
設立日が2019年1月1日から
12月31日のもの

履歴事項全部証明書

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇

●●●●●株式会社

会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更
		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇〇 2.〇〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 ●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支局管轄)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

●●法務局登記官

●●●●●

印

整理番号 〇〇〇〇〇〇 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。

B-2 季節性収入特例(月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。

※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月(対象期間)の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月(以下「基準期間」という)の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。
※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額(上限200万円)

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

証拠書類等

①基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え

※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分

②対象期間の売上台帳等

③通帳の写し

B-2 季節性収入特例(月当たりの事業収入の変動が大きい法人)

算定例

毎年5月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を越える連続した3か月

2019年度(年間事業収入:650万円、基準期間事業収入:600万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が50%以上減少

2020年度(対象期間事業収入:250万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	100	100	50	10	0	0	0	0	0

600万円(基準期間事業収入) - 250万円(対象期間事業収入) = 350万円

350万円 > 200万円(上限額) 給付額 200万円

算定例

毎年3月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン

※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出して下さい。

適用条件② 基準期間 年収50%を越える連続した3か月

この場合は、2019年2月～2019年4月(250万円)の月間事業収入の合計が、

2018年度 2019年度の年間事業収入(290万円)に占める割合に基づいて判断。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	70	120

2019年度(年間事業収入:290万円)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	30	20

適用条件① 対象期間 同月の3か月間(70万円) 事業収入が50%以上減少

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	20	10	10	10	10	20	20	20	30

250万円(基準期間事業収入) - 70万円(対象期間事業収入) = 180万円

180万円 < 200万円(上限額) 給付額 180万円

B-3 合併特例(合併を行った法人)

事業収入の減少を比較する2つの月の間に合併を行った場合であり、対象月の月間事業収入が、前年同月の合併前の各法人事業収入の合計から50%以上減少している場合、添付書類を提出することにより特例の算定式を適用することができます。

※2019年以前に合併を行った法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から12月の間に合併した場合は、P.26の『B-1【2019新規創業特例】』の適用が可能です。

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額

A: 合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計

B: 合併後の法人の対象月の事業収入

証拠書類等

- ① 合併前の法人のそれぞれの2019年の年間事業収入がわかる確定申告書類の控えの全て
※2019年中に複数の事業年度が存在する場合は、2019年中の全ての月間事業収入がわかるもの
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 履歴事項全部証明書

※合併の年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。

算定例

2020年2月にX社とY社が合併してZ社となった場合



A: X社とY社の2019年の年間事業収入の合計

※事業年度分ではなく、2019年分であることに留意。

B: Z社の対象月の事業収入

$$\begin{aligned} & (300\text{万円} + 200\text{万円}) - 20\text{万円} \times 12 \\ & = 260\text{万円} > 200\text{万円 (上限額)} \end{aligned}$$

給付額 200万円

B-3 合併特例(合併を行った法人)

■履歴事項全部証明書

合併年月日が2020年1月以降であること、かつ事業収入の減少を比較する2つの月の間であることが条件です。

履歴事項全部証明書		
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇 ●●●●●株式会社 会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 〇〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇〇 2.〇〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 ●●●●●	
吸収合併	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇 を吸収合併 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記	
登記変更に関する 事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
 (●●法務局●●支局管轄)
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

●●法務局登記官 ●●●●● 印

整理番号 〇〇〇〇〇〇 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。

B-4 連結納税特例(連結納税を行っている法人)

連結納税を行っている法人は、それぞれの法人が給付対象の申請要件を満たしている場合、各法人ごとに給付申請を行うことができます。

各法人ごとに申請を行う場合は、各法人の直近の事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書を確定申告書類の控えの代替として提出して下さい。

■給付額の算定式(通常申請と同様です)

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額

A: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

証拠書類等

- ①連結法人税の個別帰属額等の届出書と法人事業概況説明書
- ②申請する法人の対象月の売上台帳等
- ③通帳の写し

算定例

親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

子会社Aと子会社Bは、給付要件を満たしていないので、申請対象外となります。子会社Cと子会社Dは、要件を満たしますので、C社とD社それぞれについて、上記の①～③の書類を準備頂き、それぞれの会社について申請を行うことができます。



親会社X

資本金が要件外



子会社A

- ・資本金15億円
- ・前年同月比で売上50%以上減

売上減少が要件外



子会社B

- ・資本金1億円
- ・前年同月比で売上30%減

申請OK



子会社C

- ・資本金1億円
- ・前年同月比で売上50%以上減

申請OK



子会社D

- ・資本金1000万円
- ・前年同月比で売上50%以上減

B-5 罹災特例(罹災の影響を受けた法人)

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等(発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば添付書類として認められます。)を提出する場合、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入に代えて、罹災した前年度の事業収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出して下さい。

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B: 対象月の月間事業収入

罹 災 証 明 書		(登録番号)
世帯主住所		
世帯主氏名		
(追加記載事項①)		
罹災原因	年 月 日の による	
被災住家 [※] の所在地		
住家 [※] の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 半壊未満 ☐ 半壊に達しない(一部損壊)	
(追加記載事項②)		
※住家とは、事実上居住(世帯が生活の本拠として用ゐるに準じていること等)のために用ゐられている建物のこと。被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急転住等の対象となる住居		
(追加記載事項③)		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
年 月 日		
○○市町村長 印		

※罹災証明書の名称は各自治体により異なる場合があります。

証拠書類等

- ①罹災証明書等の前事業年度の確定申告書類の控え
- ②対象月の売上台帳等
- ③通帳の写し
- ④罹災証明書等(ただし発行年は、2018年又は2019年のものに限りま)

B-6 法人成り特例(個人事業者から法人化した者)

事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合は、『法人設立届出書』又は『個人事業の開業・廃業届出書』と『履歴事項全部証明書』を提出することで、法人の対象月の売上台帳等と個人事業者の確定申告書類の控えを比較して申請を行うことができます。

※2019年1月から12月の間に法人化した法人は、この特例は適用できません。ただし、P.26の『B-1【2019新規創業特例】』の適用が可能です。

給付金の上限額に関しては、

法人設立日が2020年4月1日までの場合は上限200万円になります。

法人設立日が2020年4月2日以降の場合は上限は100万円になります。

■ 給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 2019年の法人化前の個人事業者の事業収入

B: 対象月における法人化後の法人の月間事業収入

※給付額の上限額については、法人の設立年月日が2020年4月1日までである場合には200万円を上限とし、2020年4月2日以降の場合には100万円を上限とする。

証拠書類等

① 個人事業者として提出した2019年分の確定申告書類の控え

- ・青色申告の場合: 2019年の確定申告書第一表の控え・所得税青色申告決算書の控え
- ・白色申告の場合: 2019年の確定申告書第一表の控え

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 法人設立届出書

※「設立形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

④' 個人事業の開業・廃業届出書

※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

⑤ 履歴事項全部証明書

※設立日が事業収入を比較する2つの月の間であること。

B-6 法人成り特例(個人事業者から法人化した者)

■法人設立届出書

「設立形態」欄が①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること、②「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していることが条件です。

※税務署受付印が押印されていること。

※税務署受付印が押印
されていること。

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
令和 年 月 日		本店又は主たる事務所の所在地		電話() —	
納税地		(フリガナ)		〒	
法人名		法人番号		〒	
代表者氏名		(フリガナ)		〒	
代表者住所		代表者氏名		電話() —	
設立年月日		平成・令和 年 月 日		事業年度 (自) 月 日 (至) 月 日	
設立時の資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成・令和 年 月 日	
事業の目的		支店・出張所・工場等		名称 所在地	
①		②			
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 (税務署) 整理番号:			
2 合併により設立した法人である場合		3 新設分割により設立した法人である場合 (口分割型・口分社型・口その他)			
4 現物出資により設立した法人である場合		5 その他()			
設立の形態が2～4である場合の資格区分		適格・その他		1 定款等の写し 2 その他 ()	
事業開始(見込み)年月日		平成・令和 年 月 日		添付書類	
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無			
氏名		事務所所在地		電話() —	
税理士署名押印				税理士印	
※税務署処理欄		部門		決算期	
業種番号		番号		入力	
名簿		通信日付印		年月日	
確認印					

01.06改正

(規格A4)

B-6 法人成り特例(個人事業者から法人化した者)

■個人事業の開業・廃業等届出書

①「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、②その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

※税務署受付印が押印されていること。

※税務署受付印が押印
されていること。

税務署受付印		1 0 4 0	
個人事業の開業・廃業等届出書			
納税地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生		
氏 名	印		
個人番号			
職 業	フリガナ	屋 号	
個人事業の開業等について次のとおり届けます。			
届出の区分 (該当する文字を ○で囲んでくだ さい。)	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事業所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名		
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業 (農業) 所得 [廃業の場合……全部・一部 ()]		
開業・廃業等日	開業や廃業、事業所・事業所の新增設等のあった日		平成 令和 年 月 日
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地	(電話)	
	移転・廃止前の所在地		
① 廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	平成 令和 年 月 日
	法人納税地	設立登記	平成 令和 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」		有・無
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」		有・無
事業の概要 (できるだけ具体的に 記載します。)			
給与等の支払状況	区分	従業員数	給与の定め方
	専従者	人	有・無
	使用人		有・無
	計		有・無
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無	給与支払を開始する年月日	平成 令和 年 月 日
関与税理士	(TEL - -)		
税務署 整理 欄	整理番号	受付印の年月日	確認印
	0	年 月 日	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

B-6 法人成り特例(個人事業者から法人化した者)

■履歴事項全部証明書

会社設立の年月日が事業収入を比較する2つの月の間であることが条件です。

履歴事項全部証明書		
□□県□□市□□町□□丁目□□□		
●●●●●株式会社		
会社法人番号 □◇◇◇◇-□◇◇-□◇◇◇◇		
商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 □□□□□□	平成□□年□□月□□日変更
		平成□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社設立の年月日	平成□□年□□月□□日	
目的	1.○●●●○ 2.◇●●●◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●	
	□□県□□市□□町□□ 代表取締役 ●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 平成□□年□□月□□日	
これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。 (●●法務局●●支局管轄) 平成□□年□□月□□日		
●●法務局登記官 ●●●●● 印		
整理番号 □□□□□□ * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。		

B-7 NPO法人や公益法人等特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

※本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

例)

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※上記に記載のない法人については、直前の事業年度の年間収入がわかる書類を提出して下さい。

証拠書類等

①対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類

※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。

②対象月の売上台帳等

③通帳の写し

④履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B: 対象月の月間収入

※A・Bは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。

B-7 NPO法人や公益法人等特例

法人税法別表第二に該当する法人は、下表の通りです。

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	

B-7 NPO法人や公益法人等特例

NO	名称	備考
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	

B-7 NPO法人や公益法人等特例

NO	名称	備考
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

2020年創業に関する特例C

C-1 2020年新規創業特例(給付対象者の特例)

給付対象者の特例

●給付対象者

(1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額(※1)が**10億円未満**であること。
- ② **資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員(※2)の数が**2,000人以下**であること。

(2) **2020年1月から3月の間に事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**

※事業収入は、確定申告書(法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。)別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(3) **2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月(以下「2020新規創業対象月」という。)が存在すること。**

※2020新規創業対象月は、2020年4月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※2020新規創業対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

※2019年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在する必要があります。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。)

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

C-1 2020年新規創業特例(算定式と証拠書類等の特例)

2020年1月から3月の間に法人を設立した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の設立月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月(2020新規創業対象月)が存在する場合、以下の①から③の資料を提出することで、本特例を用いることができます。

※2019年1月から同年12月の間に法人を設立した場合であって、2019年の事業収入が存在しない(0円)事業者の場合にも本特例を適用できるものとします。(P.48)

■ 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M: 法人設立月から2020年3月までの月数

(法人設立した日の属する月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。)

B: 2020新規創業対象月の月間事業収入

証拠書類等

① 持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)(P.46)

② 通帳の写し

③ 履歴事項全部証明書

※ 設立日が2020年1月1日から3月31日のものに限る

※ 持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)において2020新規創業対象月の月間事業収入が記載されるため、**2020新規創業対象月の売上台帳は不要**です。

C-1 2020年新規創業特例(算定例)

算定例1

2020年2月に法人設立 2020年6月を2020新規創業対象月とした場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円		60	80	50	45	30						

法人設立

平均70万円

▲50%以上

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A(1月から3月までの事業収入)

$$= 60 + 80 = 140 \text{万円}$$

M(法人設立から3月までの月数)

$$= 2 \text{ヶ月}$$

B(2020新規創業対象月の事業収入)

$$= 30 \text{万円}$$

よって

$$S = 140 \div 2 \times 6 - 30 \times 6$$

$$= 240 > 200 \text{万円(上限額)}$$

給付額200万円

算定例2

2020年1月に法人設立 2020年6月を2020新規創業対象月とした場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	20	60	40	30	30	20						

開業

平均40万円

▲50%以上

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A(1月から3月までの事業収入)

$$= 20 + 60 + 40 = 120 \text{万円}$$

M(法人設立から3月までの月数)

$$= 3 \text{ヶ月}$$

B(2020新規創業対象月の月間事業収入)

$$= 20 \text{万円}$$

よって

$$S = 120 \div 3 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 120 < 200 \text{万円(上限額)}$$

給付額120万円

C-1 2020年新規創業特例(持続化給付金に係る収入等申立書)

■持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)

- ・2020年1月から2020新規創業対象月までの事業収入(確定申告書別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるもの)が記載されていること。
- ・税理士による署名または記名押印を得たものであること。

※本申立書に記載された月ごとの売上に関わらず、別途提出する履歴事項全部証明書における法人設立年月日、設立月以降の売上を基に、給付額の算定を行います。

記入した日付を記入して下さい

年月日

持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）

持続化給付金事務局　殿

持続化給付金給付規程（中小法人等向け）第１１条第３項第８号に該当するため、２０２０年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1．申請者氏名等

法人番号																	
法人名		法人本店所在地										担当者氏名					

2．対象とする月

2020年月

※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月までのひと月のみです。

3．私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円

※法人を設立した日の属する月から2020新規創業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。
※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

法人を設立した日の属する
月から2020新規創業対
象月までの各月の事業による
売上（収入）金額を記入して
下さい

※一の位まで記載して下さい。
※確定申告に用いられる法
人全体の売上を記入して
下さい。一部の支店、営業
所、部門等のみの売り上げ
の記入は認められません。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3．の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

税理士が「3.」の記載が正しいことを確認後、税理士が

・署名又は記名押印

・事務所名称　・事務所住所

・税理士登録番号

を記載して下さい。

※青枠部分は税理士記載欄です。申請者の方は記載しないようにして下さい。

※偽造等による不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

C-1 2020年新規創業特例(履歴事項全部証明書)

■履歴事項全部証明書

C-1の特例を適用する場合は、履歴事項全部証明書を提出して下さい。

ただし、**設立日が2020年1月1日から3月31日**のものに限ります。

設立日が2020年1月1日から
3月31日のもの

履歴事項全部証明書		
□□県□□市□□町□□丁目□□□		
●●●●●株式会社		
会社法人番号 □□□□-□□-□□□□		
商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 □□□□□	平成□□年□□月□□日変更
		平成□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□	
会社設立の年月日	平成□□年□□月□□日	
目的	1.□□□□ 2.□□□□	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●	
	□□県□□市□□町□□ 代表取締役 ●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 平成□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支局管轄)
平成□□年□□月□□日

●●法務局登記官 ●●●●● 印

整理番号 □□□□□ * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの発行が可能です。

C-1 2020年新規創業特例(2019年1月1日から12月31日までに設立した法人①)

2019年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合にも、以下の①から③の書類を提出することで、本特例を用いることができます。

■ 給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

S: 給付額(上限200万円)

A: 2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M: 2019年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合は3

B: 2020新規創業対象月の月間事業収入

証拠書類等

① 持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)(P.46)

② 通帳の写し(P.18)

③ 履歴事項全部証明書(P.27)

※ 設立日が2019年1月1日から12月31日の間のものに限る

※ 持続化給付金に係る収入等申立書(中小法人等向け)において対象月の月間事業収入が記載されるため、2020新規創業対象月の売上台帳は不要です。

C-1 2020年新規創業特例(2019年1月1日から12月31日までに設立した法人②)

算定例

2019年6月に法人設立 2019年の事業収入「0円」

2019年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円						0	0	0	0	0	0	0

開業

2019年の事業収入が0

2020年

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	60	100	80	50	50	30						

平均80万円

▲50%以上

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A(1月から3月までの事業収入)

$$= 60 + 100 + 80 = 240 \text{万円}$$

M=3(2019年に開業して、2019年の事業収入が0円で利用する場合は3)

B(2020新規創業対象月の月間事業収入)

$$= 30 \text{万円}$$

よって

$$S = 240 \div 3 \times 6 - 30 \times 6$$

$$= 300 > 200 \text{万円(上限額)}$$

給付額200万円